

ヨコスカ街なかミュージックロゴマーク使用の手引き

1 目的

ヨコスカ街なかミュージックの認知度向上、情報発信を行うため、ヨコスカ街なかミュージックロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 デザイン

本ロゴマークのデザインは、別図1に示すものであり、横須賀集客促進・魅力発信実行委員会（以下「実行委員会」という）が保持する図案及び文字列並びに使用フォントをいう。

3 本ロゴマークの使用に関する権利

本ロゴマークの使用に関する一切の権利は実行委員会に帰属する。

4 本ロゴマークの使用許可等について

(1) 以下の者は、ヨコスカ街なかミュージックの認知度向上、広報、理解促進を目的とした場合に限り、本ロゴマークを無償で使用することができる。

- ① 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- ② ヨコスカ街なかミュージック WEB サイト、登録アーティストおよび登録事業者。なお、②の者が、本ロゴマークを音楽ライブ等のイベント広報ツールとして使用する場合、ヨコスカ街なかミュージック WEB サイトにて、当該イベントを情報で発信することができる。

(2) (1)に関わらず、以下の者は、ヨコスカ街なかミュージックの認知度向上、広報、理解促進を目的とした場合に限り、実行委員会に、別添様式による事前に届出をした上で、本ロゴマークを無償で使用することができる。

- ① 市内の団体・企業・個人
- ② その他、実行委員会が必要と認める者

5 本ロゴマークの使用について

本ロゴマークは、「ヨコスカ街なかミュージックロゴマーク使用の手引き」に従い、使用することができる。ただし、次のような使用をすることはできない。これらに違反した場合、本ロゴマークの使用を禁じる。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する
場合
 - (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
 - (3) 不当利益をあげることが目的とするような使用となる場合
 - (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
 - (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するもの
として使用する場合
 - (6) 本ロゴマーク及び「ヨコスカ街なかミュージック」事業等のイメージを
損なうおそれがあると認められる場合
 - (7) 本ロゴマークを改変して使用した場合
 - (8) その他、実行委員会が不適切と判断する場合
- 使用に当たっては、法令を遵守し、市民等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意すること。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、実行委員会は一切の責任を負わない。

6 本「使用の手引き」改訂について

本「使用の手引き」は、事前の通知なく、必要に応じて改訂する場合があります、本「使用の手引き」の改訂により、使用者に不利益が生じたとしても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。